

掛川市条例第2号

掛川市再開発住宅管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月3日

掛川市長

(別紙)

掛川市再開発住宅管理条例の一部を改正する条例

掛川市再開発住宅管理条例（平成17年掛川市条例第145号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>目次</p> <p>第1章 総則（<u>第1条・第2条</u>）</p> <p>第2章 <u>再開発住宅の設置及び管理</u>（<u>第3条—第16条</u>）</p> <p>第3章 （略）</p> <p>第4章 雑則（<u>第20条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 （略）</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>第2章 再開発住宅の設置及び管理</u></p> <p>（設置）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>（入居者の資格）</p> <p>第4条 再開発住宅に入居することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p><u>(3) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（<u>第1条—第4条</u>）</p> <p>第2章 <u>再開発住宅の管理</u>（<u>第4条の2—第16条</u>）</p> <p>第3章 （略）</p> <p>第4章 雑則（<u>第19条の2—第20条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>（設置）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>（入居者の資格）</p> <p>第4条 再開発住宅に入居することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者は、再開発住宅に入居することができない。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>第2章 再開発住宅の管理</u></p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p><u>第4条の2 再開発住宅の管理は、地方自治法</u></p>

(入居の申込み)

第5条 前条に規定する入居資格のある者で再開発住宅に入居しようとするものは、再開発住宅入居申込書を市長に提出しなければならない。

(入居者の選考)

第6条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき再開発住宅の戸数を超えるときは、申込者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合の高い者から入居者を決定する。

2 (略)

(公共事業等による入居)

第19条 (略)

2・3 (略)

第4章 雑則

(昭和22年法律第67号) 第244条の2 第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

2 前項の規定により指定管理者が行う再開発住宅の管理の業務は、次に掲げるものとする。

(1) 入居者の募集、入居、退去及び異動の手続に関する業務

(2) 再開発住宅の家賃、敷金その他の入居者が納付すべき金銭の納付勧奨に関する業務

(3) 再開発住宅の維持管理及び軽微な修繕に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、再開発住宅の運営に関し市長が必要と認める業務

(入居の申込み)

第5条 第4条に規定する入居資格のある者で再開発住宅に入居しようとするものは、再開発住宅入居申込書を指定管理者に提出しなければならない。

(入居者の選考)

第6条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき再開発住宅の戸数を超えるときは、市長は、申込者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合の高い者から入居者を決定する。

2 (略)

(公共事業等による入居)

第19条 (略)

2・3 (略)

第4章 雑則

(指定管理者の指定の手続)

第19条の2 指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に最も適合していると認める団体を指定管理者として指定するものとする。

(1) 事業計画書の内容が、利用対象者の平等な利用及びサービスの向上を図るものであること。

(2) 事業計画書の内容が、施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

<p>(委任) 第20条 (略)</p>	<p>(3) <u>事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。</u> <u>(指定管理者が行う管理の基準)</u> <u>第19条の3 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、再開発住宅の管理を行わなければならない。</u> (委任) 第20条 (略)</p>
--------------------------	--

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市再開発住宅管理条例（以下「新条例」という。）第4条の2第1項の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても、新条例第19条の2の規定の例により行うことができる。